

## 阿賀野市告示第105号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月8日

阿賀野市長 加藤 博幸

委託した歳入の種類及び事務	委託先の氏名及び住所	委託期間
「コミュニティセンター瓢湖憩の家」及び「天朝山文化交流の家」に係る使用料及び実費徴収金の徴収及び収納事務	氏名 公益社団法人 阿賀野市シルバー人材センター 代表理事 山口鉄夫 住所 阿賀野市外城町10番5号	令和7年4月1日 から令和8年3月 31日まで